官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁七）　二
〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二七）　三
〔告　示〕
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁六九）　三
○共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件（総務二七三）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三〇一）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（同三〇二）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同三〇三、三〇四）　五
○病院における再生可能エネルギーを活用した電力供給安定化計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八九）　六
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九〇）　六
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九一）　六
○モンガル県における主要国道一号線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九二）　六
○南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ2）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九三）　六
○地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九四）　六
○各都道府県共同募金会が令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（財務二四二）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働三〇六）　七
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同三〇七）　七
○令和七年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（同三〇八）　七
○令和七年度産あへんの収納価格を定める件（同三〇九）　七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により登録研修機関の登録の更新をした件（同三一〇）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関する件（農林水産一七七六）　八
○国際会議観光都市の認定に関する公示（観光庁二三）　八
○国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（原子力規制委六）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局四四）　九
○道路に関する件（四国地方整備局五二、五三）　九
○都市計画に関する件（九州地方整備局九五）　九
○道路に関する件（同九六、九七）　九

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

〔人事異動〕
法務省　二
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）　一〇
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二
会社その他　二九

デジタル庁令

○デジタル庁令第七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二十二　略］ 二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給（番号利用法情報提供省令第百八条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。） ［二十三の二～四十五　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～二十二　同上］ 二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給（番号利用法情報提供省令第百八条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。） ［二十三の二～四十五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この庁令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　市町村長等（市町村長（特別区の区長を含む。）及び児童手当法第十七条第一項の表下欄に掲げる者をいう。）が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する事務を行う場合については、第二条第二十三号中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の」とする。

省　令

○文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣　盛山　正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二　教育研究上の基本組織に関すること。 三　教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四　入学者の選抜に関すること。 五　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。 八　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2　［略］ 3　大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 一　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二　大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること。 4・5　［略］	**第百七十二条の二**　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二　教育研究上の基本組織に関すること 三　教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること ［号を加える。］ 四　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 七　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること ［同上］ 3　大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報を公表するものとする。 ［号を加える。］ 4・5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。